

# 阪神淡路大震災20年 懸案打開へ 政府に聞き取り調査を行いました

1月17日で阪神淡路大震災から20年。昨年の総選挙で日本共産党は躍進し、10年ぶりに兵庫県選出の国会議員として堀内照文さんを衆議院に送り出すことができました。1月15日に、さっそく以下の二つの問題において、国土交通省(借り上げ住宅)と内閣府(災害援護資金)からの聞き取り調査を実施し、西宮市会議員団から杉山たかのり議員、佐藤みち子議員も参加してきました。

## UR借り上げ住宅期限問題

震災後に改正された「公営住宅法」では、災害公営住宅は自治体の建設だけでなく民間などからの借り上げもできるようになりました。当時自治体側には入居者に対して退去期限などの事前の通知義務がありましたが、ほとんどの方にそれがなされていませんでした。ところが、この法律には6か月前に通知をすれば移転してもらえるとという条文があることを盾に、市は移転住み替えを住民に半ば強要しています。国交省の担当者は、自治体が事前通知を怠っていたことについて、「反省すべきである」と述べながらも、あくまで半年前に退去を求めることが出来ると、西宮市の立場を擁護し住民の願いに背く態度でした。しかし、市が県内で期限が最も早いシティハイツで配布している「法的手続きを行う」との文書を見せると、「これは冷たいですね」と発言する一幕もありました。



国土交通省職員と懇談する堀内照文衆議院議員と県内の党議員

## 災害援護資金返済

災害援護資金は、自然災害等で被災された人たち(低所得者が対象)に対し、災害弔慰金法に基づいて、国が自治体を通じてお金を貸し付ける制度で、上限350万円を、借入れから10年間で返済する仕組みです。阪神淡路大震災では多くの方が借入れを行いましたが、今なお償還期限を過ぎても返済できずに苦しんでいる方がおられます。東日本大震災では、国は災害援護資金の借入れをした方で、返済期間後10年経てもなお無資力状態にある場合は返済を免除することを決定しましたが、その時には阪神淡路大震災の被災者への適用はありませんでした。

日本共産党議員団はこの間、せめて無資力状態にある人は免除とするよう求めており、国は今回検討中という回答をしたことから、引き続き取り組みを強めていかなければいけません。

## 市長がマスコミの偏向報道?に難クセ

すでに1月25日付の市政ニュースでご存知の方も多いかと思いますが、今村市長が1月15日にテレビ大阪のニュースアンサーで報じた西宮市の借り上げ住宅問題について、偏向報道があったとして放映局に対して抗議しました。また、今後のマスコミからの取材について、市の重要施策についての報道で市が「偏向報道」と認めた場合、メディア名と抗議文を広報誌とホームページ上に掲載するとし、「偏向」かどうかは市が判断し、「改善されない場合、今後、その報道機関の取材に応じない」と発表しました。この事について今村市長は自身のブログにおいて、「マスコミの取材に応じるということはこちらの好意で先方の営業活動

に協力するということ」と記していますが、これこそが偏向した考えで、不都合な取材を排除することになりかねません。(後日抗議文の一部は訂正されました)

### 【報道の公平性 市民が決める】

**大石泰彦・青山学院大教授(メディア倫理)の話**  
報道が公平・公正かどうかはあくまで読者や市民が決めるもの。公的機関自らが判断するのは民主主義に反し、思想統制にもつながる恐れがある。市役所が持つ情報は本来、市民のもので、報道が間違っているなら、事実を示して抗議すれば十分に足りるはず。公的機関には批判的な意見と向き合う義務があり、「偏向」という主観的な言葉を安易に使ってはならない。

神戸新聞 1月23日付より